

米国株式オプション取引及び外国株式信用取引に係る交付書面

1. 米国株式オプション取引に係る注意喚起文書 ----- 1
米国株式オプション取引のリスクや苦情等の申し出先に関する説明です。
2. 米国株式オプション取引説明書 ----- 2
米国株式オプション取引の仕組み、取引方法、リスク、費用などについてご説明した書面です。
3. 外国株式信用取引に係る注意喚起文書 ----- 20
外国株式信用取引のリスクや苦情等の申し出先に関する説明です。
4. 外国株式信用取引説明書 ----- 21
外国株式信用取引の仕組み、取引方法、リスク、費用などについてご説明した書面です。



ウィブル証券株式会社

2026年10月1日

1. 米国株式オプション取引に係る注意喚起文書

米国株式オプション取引(個別株オプション・株価指数オプション)に係るご注意

1. オプションの売付取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。ただし、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。
2. お客様からの勧誘の要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
3. お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社クライアントサービスまでお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の ADR 機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

- ・ 特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)
- ・ 電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

ウィブル証券株式会社

金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 48 号

加入協会：日本証券業協会

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号 GINZA SIX 9 階

電話：0120-560-736

2. 米国株式オプション取引説明書

本書面は、お客様が当社との間で行う米国株式オプション取引（個別株オプション取引及び株価指数オプション取引を含みます。）について、そのリスクや取引方法をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。

ウィブル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 48 号

米国株式オプション取引を行っていただくにあたっては、本書面及び別紙の取引概要、最新の米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書、また取引ガイドや FAQ などをお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

1. オプション取引とは、ある対象商品を、将来のあらかじめ定められた期日までに、その時の市場動向に関係なくあらかじめ決められた特定の価格で買う権利又は売る権利を売買する取引です。ただし、期日まで待たずに、転売又は買戻しを行うことも可能です。
2. 個別株オプション取引は、個別の有価証券を対象商品としたものであることから、権利行使が行われた場合には、権利行使価格において、対象となる有価証券の売買が成立します。
3. 株価指数オプション取引は、抽象的な指数を対象商品としたものであり、実際の受渡しが可能ないため、期日までに反対売買によって決済されなかった場合には、権利行使価格と最終清算価格の差額を受払いすることで、いずれも差金決済が行われます。
4. オプション取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性をも合わせもつ取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。
5. 当社は、この取引説明書を随時改定することができ、この取引説明書より前のバージョンの取引説明書は、この取引説明書に差し替えられます。最新の取引約款及び総合口座へ適用される取引説明書と併せてお読みください。これら最新の取引説明書、取引約款等は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。取引説明書、取引約款、約諾書、補足文書、資料及び更新のご案内等

は、必ず保管のうえご参照ください。なお、この取引説明書や別紙の取引概要、米国株式オプション取引約款、米国株式オプション取引口座設定約諾書について改定を行う際は、あらかじめお客様にお知らせを行うものとします。また、これらの書類の改定後にお客様が取引を継続し、又は開始した場合、改定後の書類について承諾したものと取り扱います。

手数料その他の費用及びリスクについて

■手数料などの諸費用について

1. 米国株式オプション取引を行うにあたっては、以下の料率、額及び方法により取引手数料をいただきます。また、手数料の上限が設定されている場合や、取引所手数料等の追加費用がかかる場合があります。手数料の料率や金額又は最低手数料・上限手数料は取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツール（当社が提供する取引用アプリをいいます。以下同様です。）をご確認ください。

銘柄	手数料
米国個別株・米国株価指数	1枚あたり 0.6米ドル（税込） ただし、1注文当たり最低 2.18米ドル（税込）

2. 米国株式オプション取引口座（以下「オプション口座」又は単に「口座」といいます。）の開設及び維持に関する費用は発生しません。
3. 株式の購入・売却に係る費用は別途必要となります。詳しくは当社から交付される「上場有価証券等書面（契約締結前交付書面）」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。
4. オプション取引の決済が後述する信用決済方式による場合、外国株式信用取引に係る手数料などの諸費用が必要となる場合があります。詳しくは当社から交付される「外国株式信用取引説明書」その他の書面又は取引ツールをご確認ください。
5. 通貨のコンバージョンレート（両替コスト）についても取引ツールをご確認ください。

■証拠金について

オプション取引で売建てを行うにあたっては、事前に所定の証拠金を担保として差し入れ又は預託していただきます。お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する有価証券を代用有価証券として差し入れることができますが、証拠金として差し入れた代用有価証券には価格変動や流動性のリスクがあります。なお、現在のところ、売付取引は当社が指定する一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。

■オプション取引のリスクについて

オプションの価格は、対象とする有価証券の市場価格や対象となる指数、あるいは当該有価証券の裏付けとなっている資産の価格や評価額の変動等により上下

しますので、これにより損失が発生することがあります。同様に、対象とする有価証券の発行者の信用状況の変化等によっても、損失が発生することがあります。また、オプションの権利を行使できる期間には制限がありますので留意が必要です。さらには、米国株式オプションあるいは株価指数オプションは、市場価格が現実の市場価格等に応じて変動しますので、その変動率は現実の市場価格等に比べて大きくなる傾向があり、場合によっては大きな損失が発生する可能性を有しています。これらのことから、オプション取引の開始にあたっては、以下の内容を十分に理解し把握する必要があります。

1. 市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。例えば、外国の取引所のルールに抵触した場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
2. 米国に所在する外国金融商品市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がありません。そのため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があり、その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
3. 個別株オプションの対象となる有価証券が上場廃止となる場合には、当該個別株オプションも上場廃止され、また、個別株オプションの取引状況を勘案して当該個別株オプションが上場廃止とされる場合があります。その際、取引最終日及び権利行使日が繰り上げられることや権利行使の機会が失われることがあります。
4. 対象となる有価証券が売買停止となった場合等には、当該個別株オプションも取引停止となることがあります。
5. 買付取引特有のリスクとして以下があります。
 - オプションは取引期限のある金融商品であり、買方がアウト・オブ・ザ・マネーの状態取引最終日までに転売を行わず、また権利行使も行わない場合には、権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。
6. 売付取引特有のリスクとして以下があります。ただし、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。
 - 売付取引では、市場価格が予想に反する動きとなった場合に、理論的な損失の上限がありません。
 - 売付取引が成立し、その後に、相場の変動により証拠金に不足額が発生した場合には、追加で証拠金の差し入れが必要となります。所定の時限までに追加の証拠金が差し入れられない場合、損失を被った状態で売建玉の一部又は全部が決済される場合があります。この場合、その決済で生じた損失についてはお客様のご負担となります。

- 取引に異常が生じた場合又はそのおそれがある場合には、証拠金額の引上げ等の規制措置が取られることがあります。そのため、追加で証拠金の差し入れ等が必要となる場合があります。
 - 売方は、権利行使の割当てを受けたときには、必ずこれに応じなければなりません。
7. 信用決済方式特有のリスクとして以下があります。
- 権利割当の際（権利行使を受ける際）、義務履行を信用貸付等で代替する方式をとる場合、実際の決済価格と市場価格とに乖離が生じる可能性があります。また、流動性が低い場合、不利な価格で決済がなされる可能性があります。
 - 信用決済方式をとった場合の代用有価証券の評価変動や流動性低下等による担保価値の下落リスクにつきましては、「外国株式信用取引説明書」を併せてお読みください。
8. その他のリスクとして以下があります。
- 注文の執行、約定、割当て、決済等は、委託先である Webull Financial LLC 等が関与する可能性があります。当社は、委託先に対して管理・監督を行う義務を負い、また、その義務を尽くしますが、委託先の行為について全面的な責任を負うものではなく、当社が管理・監督義務を尽くした場合であっても委託先による取引執行、決済、清算、割当処理その他関連業務によって損失が生じるリスクや、委託先がお客様の注文を拒否し、遅延し、取り消し、又は価格変更等を行うリスク、委託先の履行不能、倒産、規制措置等によって損失が生じるリスクがあります。
 - 本取引はドル建てであり、損益を円換算した際の為替変動リスクが生じます。
 - 原資産の特殊なコーポレートアクションにより、約定済みのオプションが非標準オプションへ変更されることがあります。非標準オプションは、流動性の低下等により価格が大きく変動するリスクがあります。

■米国株式オプション取引はクーリング・オフの対象ではありません。

米国株式オプション取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

<以下余白>

【I】米国株式オプション取引の仕組みについて

米国株式オプション取引は、米国の各金融商品取引所が定める規則に基づいて行います。（各取引所で、用語については異なる場合がありますが、制度の基本的な仕組みについてはほぼ同一となっています。）詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。

1. 取引の方法

(1) 取引の対象

取引の対象は、米国金融商品取引所が選定した有価証券又は株価指数のうち当社が指定するもの（以下「対象有価証券等」といいます。）とします。

a) プットオプション

権利行使価格で対象有価証券等の売買単位の数量の有価証券の売付けを成立させることができる権利。ただし、原資産にコーポレートアクションが発生した場合は、権利行使の受渡において、権利行使価格、建玉の調整はコーポレートアクション内容に基づき行われます。

b) コールオプション

権利行使価格で対象有価証券等の売買単位の数量の有価証券の買付けを成立させることができる権利。ただし、原資産にコーポレートアクションが発生した場合は、権利行使の受渡において、権利行使価格、建玉の調整はコーポレートアクション内容に基づき行われます。

(2) 取引の期限

米国株式オプションの取引期限は、各銘柄によって異なります。また、米国株式オプション取引では同一商品について複数の取引期限が設定され、それぞれについて取引が行われます。取引ツール内でご確認ください。

(3) 権利行使価格等の変更

対象有価証券等について、株式の分割、有償増資、売買単位の変更等が行われる場合、権利落ちの期日の前日に設定されている銘柄については、権利行使価格、最小単位の権利行使により成立する対象有価証券等の数量、建玉の数量を清算会社において変更する場合があります。

(4) ストラテジー取引

各金融商品取引所が定める範囲内で、複数のオプション銘柄の売付け又は買付けを同時に行う取引（ストラテジー取引）ができます。ただし、現在のところ、売付取引は一定のオプション戦略（最大損失が理論上無限定となるものは除かれています。）に限定しています。

(5) 制限値幅

米国に所在する外国金融商品市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がありません。

(6) 取引制限

米国の金融商品取引所は、取引の状況に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがあります。

- ① 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- ② 証拠金額の引上げ

- ③ 証拠金の有価証券による代用の制限
- ④ 証拠金の代用有価証券の掛目の引下げ
- ⑤ 取引代金の決済日前における預託の受入れ
- ⑥ 米国株式オプション取引の制限又は禁止
- ⑦ 建玉制限

2. 権利行使

(1) 権利行使日

当社の米国株式オプションにおいては、個別株オプションはアメリカンタイプですので、権利行使期間内であれば随時に権利行使が可能です。株価指数オプションには権利行使の設定はなく、満期日にイン・ザ・マネーの建玉がある場合は、権利行使価格と最終清算価格との間で差金決済となります。

(2) 権利行使の指示

買方が権利行使を行う場合には、当社が定める時限までに当社に対して権利行使を指示しなければなりません。なお、満期日において、イン・ザ・マネーの銘柄については、上記の時限までに買方から権利行使の指示がなくても、買方から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。

3. 決済の方法

オプション取引の決済には、転売又は買戻しによる決済と権利行使による決済の2つの方法があります。なお、決済にあたっては、米国取引所、清算機関、委託先、カウンターパーティーに対する制度、規制又は処理ルールが適用され、又は変更される場合がありますが、その適用又は変更に伴う不都合やコスト増等はお客様のご負担となります。

(1) 転売又は買戻しによる決済（反対売買による決済）

オプション取引について、買建玉（又は売建玉）を保有する投資者は、取引最終日までに、転売（又は買戻し）をすることにより決済することができます。この場合、買建玉を保有する投資者（買方）は、売却代金を受け取り、売建玉を保有する投資者（売方）は、買付代金を支払うこととなります。

(2) 権利行使による決済

米国株式オプション取引について、買方は、当社所定の期日までに権利行使を行うことで買建玉を決済することができます。このとき、権利行使の割当てを受けた売方の売建玉も決済されることとなります。この場合、権利行使を行った買方と権利行使の割当てを受けた売方との間で対象となる株式（以下「対象株式」といいます。）の売買が成立します。権利行使が行われる場合、お客様は以下の表記載の現金あるいは対象株式をオプション口座に用意していただく必要があります。

コールの買建玉	イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも高い状態）の場合、対象株式が権利行使価格で自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足して
---------	---

	いる場合は、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
プットの買建玉	イン・ザ・マネー（株価が権利行使価格よりも低い状態）の場合、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がないときは、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。
コールの売建玉	カバード・コールの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する対象株式が、自動的に権利行使価格で売付けられます。 その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。
プットの売建玉	キャッシュ・セキュアード・プットの場合、権利行使の割当てを受けたときは、オプション口座内に保有する現金（証拠金）により、対象株式が自動的に権利行使価格で買付けられます。 その他の取引の場合、オプション口座に保有する現金（証拠金）が不足するときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で買付けられます。

(3) 満期日までに権利行使・反対売買が行われなかった場合

- a) オプション取引の買方については、満期日における所定の時限までに、権利行使による決済も反対売買による決済も行わなかった場合、当社は以下の手続きを行います。なお、手続きは原則として自動的に行われます。
- ・イン・ザ・マネーの場合...買方から権利行使の指示がなくても、買方から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。
 - ・アウト・オブ・ザ・マネーの場合...買方の権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。
- b) オプション取引の売方については、満期日における所定の時限までに、権利行使の割当てを受けず、反対売買による決済も行わなかった場合、当社は以下の手続きを行います。なお、手続きは原則として自動的に行われます。
- ・イン・ザ・マネーの場合...買方から権利行使の指示がなくても、買方から権利行使の指示が行われたものとして取り扱います。
 - ・アウト・オブ・ザ・マネーの場合...買方の権利は消滅します。この場合、買方は投資資金の全額を失うことになります。

(4) 信用決済方式

権利割当の際に、オプション口座に保有する対象株式又は現金が不足する場合に、お客様が当社に別途開設した外国株式信用取引口座を通じて現金又は有価証券の貸付を受けて行う代替決済方式をいいます。なお、外国株式信用取引口座に関する事項は、外国株式信用取引に関する注意

喚起文書、外国株式信用取引の取引説明書、外国株式信用取引取扱規程及び外国株式信用取引口座設定約諾書によります。

4. 証拠金について

(1) 証拠金の差し入れ又は預託

オプションの売建てを行うにあたっては、取引開始前に、証拠金を担保として差し入れ又は預託しなければなりません。なお、証拠金の取扱いは以下となります。

取引の種類	証拠金
コールの買付け	不要
プットの買付け	不要
コールの売付け	買方の権利行使に備えて対象株式を預託していただくか、又は現金を差し入れる必要があります。また、当該株式は取引が決了するまで拘束されます。 なお、カバード・コールの場合、対象株式を預託していただくので、現金の差し入れは不要となります。
プットの売付け	買方の権利行使に備えて現金を差し入れる必要があります。また、当該現金は取引が決了するまで拘束されます。 なお、キャッシュ・セキュアード・プットの場合、買方の権利行使に備えて対象株式の買付代金（行使価格に相当する額の現金）を預託していただく必要があります。
スプレッド取引	対象株式に係る複数のコール又はプットを同時に売買するものですが、買方の権利行使に備えてオプション口座に現金を差し入れる必要があります。

(2) 証拠金の返還

当社は、お客様が、外国株式オプション取引について差し入れた又は預託した証拠金から未履行債務額を控除した額について返還を申し入れたときは、原則として遅滞なく返還します。

(3) 代用有価証券の取扱い

お客様は、証拠金に代えて、当社が指定する上場株式、ETF、投資信託その他の有価証券を代用有価証券として差し入れることができます。これらの代用有価証券の評価方法、掛目、管理の方法その他の事項は当社が別途定めるものとします。

5. 取引参加者破綻時等の建玉の処理について

各金融商品取引所の取引参加者に支払不能等の事由が発生した場合には、原則として各金融商品取引所が支払不能による売買停止等の措置を講じますが、その時に保有している建玉については、各取引所のルールに従うものとします。

6. 建玉制限

お客様は、対象有価証券等が同一のプットオプションの売建玉とコールオプションの買建玉の合計又はプットオプションの買建玉とコールオプションの売建玉の合計について、各金融商品取引所あるいは金融商品取引業者が定める数量を超えて保有することができないこととします。

7. 上場廃止

対象有価証券等が上場廃止される場合には、当該米国株式オプションも上場廃止となります。

8. プロフェッショナル・カスタマー・ルール

米国金融商品市場では、オプション取引に関して「プロフェッショナル・カスタマー・ルール」という規制が設けられています。これは、お客様のオプション取引のご注文（新規建玉注文若しくは決済注文の別、又は注文の不成立、キャンセル、拒否その他の注文結果にかかわらず、全ての注文を含みます。）が一箇月間の平均で一日当たり 390 回（以下「注文基準値」といいます。）を超えた場合、お客様は「プロフェッショナル・カスタマー」に指定され、翌月において、注文処理に関して特別な手順が適用されるというものです。しかしながら、当社の注文処理システムは、現在のところこの手順に対応していません。そのため、当社は、プロフェッショナル・カスタマー・ルールを遵守するため、お客様の取引を次のとおり制限させていただきます。各お客様におかれましては、これらに該当することがないよう十分にご留意ください。

- (1) お客様の注文数が注文基準値の 85%に達した場合、当月の残りの期間において、お客様の新規建玉注文の受付を停止し、決済注文の受付のみに限定します。なお、翌月には当該措置は解除されます。
- (2) 前号の措置にかかわらず、決済注文によってお客様の注文数が注文基準値の 100%に達した場合、当月の残りの期間及び翌月において、お客様の新規建玉注文の受付を停止し、決済注文のみの受付に限定します。なお、翌々月には当該措置は解除されます。

【Ⅱ】オプション取引及びその委託に関する主な用語

- **アウト・オブ・ザ・マネー** 権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損失が発生する状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を上回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を下回る場合となります。
- **アット・ザ・マネー** 権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、損益が生じない状態のことをいいます。コールオプション、プットオプションとも権利行使価格と原資産の価格が等しい場合となります。
- **アメリカンタイプ** 満期日までの権利行使期間中、いつでも権利を行使できるオプション
- **イン・ザ・マネー** 権利行使価格と原資産の価格との関係において、オプション取引の買方が権利行使した時に、利益が生じる状態のことをいいます。コールオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を下回る場合、プットオプションでは、権利行使価格が原資産の価格を上回る場合となります。
- **売方（うりかた）** 取引当事者のうちオプションを売付けた側をいいます。
- **買方（かいかた）** 取引当事者のうちオプションを買付けた側をいいます。
- **買戻し（かいもどし）** 売建玉を決済する（売建玉を減じる）ために行う買付けをいいます。
- **カバード・コール** 原資産の保有と原資産を対象とするコールオプションの売りを組み合わせた取引手法です。相場が膠着すると考えている場合に、プレミアムを取得によって利回りの向上を狙うことが可能です。

- **キャッシュ・セキユアード・プット** プットオプションを売る際に、権利行使を受けた場合に備えて原資産を買うために必要な現金を準備しておく取引手法です。原資産が中長期的に上昇すると考えているものの、短期的には下落する可能性を見ている場合に、プレミアムを取得する一方で、権利行使を受けて原資産を購入することも許容できるときに有効な戦略です。
- **原資産（げんしさん）** オプション取引の対象となる商品。当社では一定の個別株及び株価指数が原資産となります。
- **権利行使（けんりこうし）** オプションの保有者（買方）が、オプション契約に基づいて実際に権利行使価格で、原資産の取引を行うことをいいます。なお、原資産が株価指数である場合、権利行使はできません。
- **権利行使価格（けんりこうしかかく）** オプション取引で、原資産を買ったり売ったりする権利を行使できる予め決められた価格のことです。
- **コールオプション** 原資産を権利行使価格で「買う」権利のことです。単に「コール」という場合もあります。
- **証拠金（しょうこきん）** オプションの売付取引における契約義務の履行を確保するために差し入れ又は預託する保証金をいいます。取引証拠金ともいいます。
- **建玉（たてぎょく）／ポジション** 決済が未了である約定に係る数量（オプション取引の場合は、権利行使に係る決済が未了である約定に係る数量）をいい、単に「玉」ともいいます。買付けに係るものを「買建玉／ロングポジション」、売付けに係るものを「売建玉／ショートポジション」といいます。
- **転売（てんばい）** 買建玉を決済する（買建玉を減じる）ために行う売付けをいいます。
- **反対売買（はんたいばいばい）** 取引最終日までに決済を行う方法で、当初行った取引と反対の取引を行うことです。すなわち、オプションを買い建てた場合は転売、売り建てた場合は買戻しを行うことをいいます。当初の約定価格と反対売買時点の約定価格の価格差が損益となります。
- **プットオプション** 原資産を権利行使価格で「売る」権利のことです。単に「プット」という場合もあります。
- **プレミアム** オプション取引におけるオプション価格のことで、オプション料ともいいます。買方はプレミアムを支払う側、売方はプレミアムを受け取る側になります。プレミアムは、オプションの本質的価値と時間的価値からなります。
- **満期日（まんきび）** 権利を行使することができる期限の日
- **ヨーロピアンタイプ** あらかじめ決まった権利行使日（一般的に満期日）のみに権利が行使できるオプション

【Ⅲ】米国株式オプション取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における米国株式オプション取引については、以下によります。

1. 海外の取引所金融商品市場の売買立会による市場への委託注文の取次ぎ。
2. 米国株式オプション取引に関するお客様の金銭、代用有価証券又は建玉の管理。

【IV】金融商品取引契約に関する租税の概要

1. 個人のお客様に対する課税は、以下によります。
米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、所得税法その他の法令に従い、事業所得又は雑所得として課税されます。
2. 法人税のお客様に対する課税は、以下によります。
米国株式オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。

なお、個人・法人とも米国個別株式の売買に係る租税は、米国株（現物）取引の課税方法に準じます。いずれにしても、租税の詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

【V】当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、お客様が当社において米国株式オプション取引を行われる場合は、以下によります。

1. お取引にあたっては、約款、本書面及び別紙の取引概要、約諾書等にご同意ください。また、取引ガイドや FAQ など合わせてご熟読ください。
2. オプション口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座開設に応じられないこともあります。
3. ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
4. ご注文にあたっては、取引ツール上でプットオプション又はコールオプションの別、満期日、行使価格、売付け又は買付けの別、注文数量、価格（指値、成行等）、委託注文の有効期間等注文の執行に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
5. 注文された米国株式オプション取引が成立すると、その内容をご確認いただくため、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツール内でご確認いただけます。
6. 米国株式オプション取引が成立した後、その建玉が決済されるまでの間、建玉の内容をご確認いただくため、当社から毎日「取引報告書」が発行されるほか、お客様と当社との債権、債務の残高をご確認いただくため、「残高報告書」も発行されます。これらは取引ツール内でご確認いただけます。
7. 「取引報告書」、「残高報告書」の内容は、必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社の管理責任者へ直接ご連絡ください。

【VI】 当社の概要

- 商 号 等：ウィブル証券株式会社
- 登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 48 号
- 所 在 地：〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号 GINZA SIX 9 階
- 加入協会：日本証券業協会
- 指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- 資 本 金：9 億 3,848 万円（2025 年 11 月 1 日現在）
- 主な事業：金融商品取引業
- 設立年月：昭和 23 年 3 月
- 当社に対するご質問・ご意見・苦情等に関する受付窓口
住所：〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号 GINZA SIX 9 階
クライアントサービス 電話番号：0120-560-736
受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分
- 金融 ADR 制度のご案内
金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。
金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。
 - ・ 住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館
 - ・ 電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）
 - ・ 受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

【別紙】取引概要

取扱商品	米国の上場株式に係る個別株オプション及び株価指数オプション
取引形態	当社が定めるアプリによるオンライン取引
手数料	売買の都度、契約数 1 枚当たり 0.6 米ドル（税込）、1 注文当たり最低 2.18 米ドル（税込） ※信用決済方式による場合、手数料、金利、貸株料その他諸費用等をお客様に請求することがあります。
口座開設費用 口座維持費用	無料
その他費用	<u>1. 株価指数オプション取引所手数料</u> 株価指数オプション取引における取引所手数料は、各取引所が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細な費用につきましては、当社ウェブサイト又はアプリにてご確認ください。 ※株価指数オプションの取引所手数料は、1 注文の合計約定金額ではなく、1 約定ごとの金額に基づいて計算されます。 <u>2. その他の取引所手数料</u> ■OCC Fee: オプションの取引時に OCC (Option Clearing Corporation、オプション精算会社) に支払われる手数料です。契約数 1 枚あたりの費用および取引ごとの最大費用については、当社ウェブサイトをご確認ください。費用の詳細については下記 OCC 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.theocc.com/company-information/schedule-of-fees ■SEC Fee : オプションの売却時に SEC (Securities and Exchange Commission、米国証券取引委員会) に支払われる手数料です。詳細については、当社ウェブサイトをご確認ください。また、下記 SEC 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.sec.gov/newsroom/press-releases/2020-7 ■FINRA Fee : オプションの売却時に FINRA (Financial Industry Regulatory Authority、米国金融業規制機構) に支払われる費用です。適用基準および詳細については、下記 FINRA 公式情報も併せてご参照ください。 https://www.finra.org/rules-guidance/rulebooks/corporate-organization/section-1-member-regulatory-fees ■CAT Fee: SEC が追加的に徴収する取引所手数料 (CAT、Consolidated Audit Trail) です。本費用は、SEC が定める料金体系に基づいて計算されます。詳細につきましては、当社ウェブサイトにてご確認ください。 <u>3. ご留意事項</u> オプション取引にかかる手数料および現地費用は取引所ごとに異なる場合がありますため、最新の正確な手数料体系については、取引を行う前に各取引所の公式情報をご確認いただきますようお願いいたします。外国取引に係る現地手数料・現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情

勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

■オプション取引所手数料...売買の都度、契約数 1 枚あたり 0.02 米ドル。ORF 又は Option Regulatory Fee ともいいます。

※株価指数オプションについては、取引所の定める以下の費用が別途かかります。VIX 指数の単一注文については、Market Turner ではなく Market Maker によって電子的に執行されたオプション契約に対して、優先追加料金が 0.2 米ドル課されます。Nanos については、取引所費用はかかりません。

ティッカー	参照指数	1 約定あたりの 単価又は数量	1 枚あたりの費用
SPX	S&P500	1 米ドル未満	0.57 米ドル
	S&P500	1 米ドル以上	0.66 米ドル
SPXW	S&P500	1 米ドル未満	0.5 米ドル
	S&P500	1 米ドル以上	0.59 米ドル
VIX,VIXW (単一)	CBOE 市 場 VIX 指数	0.10 米ドル以下	0.10 米ドル
		0.11 米ドル～0.99 米ドル	0.25 米ドル
		1 米ドル～1.99 米ドル	0.40 米ドル
		2 米ドル以上	0.45 米ドル
VIX,VIXW (複合)	CBOE 市 場 VIX 指数	0.10 米ドル以下	0.05 米ドル
		0.11 米ドル～0.99 米ドル	0.17 米ドル
		1 米ドル～1.99 米ドル	0.30 米ドル
		2 米ドル以上	0.45 米ドル
XSP	ミニ SPX 指数	10 枚未満	0.00 米ドル
		10 枚以上	0.07 米ドル
DJX	ダウ平均株 価 指数	-	0.18 米ドル
NDX, NDXP (単一)	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.50 米ドル
		25 米ドル以上	0.75 米ドル
NDX, NDXP (複合)	ナスダック 100 指数	25 米ドル未満	0.65 米ドル
		25 米ドル以上	0.90 米ドル

■株価指数オプションの取引所別費用は、1 注文の合計約定金額（枚数）ではなく、1 約定ごとの約定金額（枚数）に基づいて計算されます。

■OCC Fee...契約数 1 枚当たり 0.025 米ドル

※OCC Fee とは、Option Clearing Corporation（オプション精算会社）に支払われる現地取引費用です。

	また、売却時のみ、取引手数料のほかに以下の現地費用がかかります。 ■SEC Fee...オプションの売却時及びプットオプションの権利行使時に、約定代金 1 米ドルにつき 0.00002060 米ドル（最小通貨単位に切上げ、最低 0.01 米ドル） ※SEC Fee とは、米国の Securities and Exchange Commission（証券取引委員会）に支払われる現地取引費用です。 ■FINRA Fee...オプションの売却時に 1 枚当たりの当該費用が課されますが、2026 年 10 月 1 日から 2026 年 12 月 31 日までの間の約定に関して、当該費用が課させることはありません。なお、2026 年 9 月 30 日までの約定に関しては、売却時に 1 枚当たり 0.00329 米ドル（最小通貨単位に切上げ、1 取引当たり最低 0.01 米ドル）が引き続き適用されておりますのでご注意ください。また、プットオプションの権利行使による現物株の売却時には現物株取引における FINRA Fee ががかかります。 ※FINRA Fee とは、オプションの売却時に FINRA（米国の Financial Industry Regulatory Authority、金融取引業規制機構）に支払われる現地取引費用です。Trading Activity Fee ともいいます。 ■CAT Fee...オプションの売買の都度 1 枚当たり 0.0003 米ドル（0.01 米ドル未満の端数を四捨五入）。 ※CAT Fee とは、オプションの売却時及び買付時に FINRA が追加的に徴収する手数料です。
注文受付時間	原則 365 日・24 時間
注文の執行	当社は、お客様のご注文を米国における注文委託先である Webull Financial LLC に取り次ぎます。Webull Financial LLC では、全米における最良価格でご注文を執行します。
取引時間	■ 米国夏時間の期間...22:30～翌 5:00 ■ 米国標準時の期間...23:30～翌 6:00 ※米国では、3 月第 2 日曜日（日）から 11 月第 1 日曜日（日）まで、夏時間（サマータイム）が実施されます。 ※ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して 4:00～20:00 です。 ※日本が祝祭日であっても、米国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。ただし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り扱いいただけません。
約定日	当社が取引注文の成立を確認した日
受渡日	約定日から起算して 1 営業日目
口座決済通貨	米ドル
メンテナンス時間	取引時間外の週末にメンテナンスを行います。メンテナンス中は、取引ツールにログインすることができません。
取引単位	1 単元以上、100 株単位
最小発注数量	1 枚
呼値	取引ツール内の取引条件で確認できます。

オプション価格情報	通常は 15 分ディレイ（遅延）となっております。リアルタイム版については、有料の OPRA リアルタイムオプション価格情報をご購読ください。
決済方法	建玉の反対売買及び権利行使による決済。
権利行使 （原資産の受渡し）	■ 個別株オプション...個別株オプションはアメリカンタイプであり、権利行使期間内であれば随時の権利行使が可能です。 ■ 株価指数オプション...株価指数オプションには権利行使の設定はなく、満期日にイン・ザ・マネーの建玉がある場合は、権利行使価格と最終清算価格との間で差金決済となります。 ■ 通知方式...個別株オプションの保有者は、取引最終日を除いて満期日前に権利行使をすることができます。権利行使をするには、取引ツールの口座情報内で権利行使通知を行ってください。権利行使通知を行うと、オプションの建玉は 0 価格で決済され、コールオプションの買いの場合は原資産が権利行使価格で建てられ、また売りの場合は権利行使価格で原資産が売却されます。
権利行使時の取り扱い	コールの買建玉...イン・ザ・マネーの場合、対象株式が権利行使価格で自動的に受け渡されます。あらかじめオプション口座内に購入金額分の資金を用意してください。現金が不足している場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。 プットの買建玉...イン・ザ・マネーの場合、対象株式が権利行使価格で自動的に引き渡されます。あらかじめオプション口座内に対象株式を用意してください。決済するのに十分な原資産がない場合、建玉が強制的に差金決済、又は無価値のものとして処理されることがありますのでご注意ください。 コールの売建玉...権利行使の割当てを受けた際には、対象株式が自動的に権利行使価格で売付けられます。なお、カバード・コールの場合であれば、売付けはオプション口座内に保有する対象株式により行われます。また、その他の取引の場合、オプション口座に対象株式が保有されていないときは、建玉が強制的に差金決済され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で売付けられます。 なお、お客様が売付けたコールの原資産株式が配当を予定していて、当該配当の権利確定日に権利割当てを受けた場合に、お客様のオプション口座において配当落調整金を支払う余力がないと当社が合理的に判断したときは、当社が当該建玉について強制的に反対売買を行うことがあります。 プットの売建玉...権利行使の割当てを受けた際には、対象株式が自動的に権利行使価格で買い付けられます。なお、キャッシュ・セキュアード・プットの場合であれば、買付けはオプション口座内に保有する現金（証拠金）により行われます。また、その他の取引の場合、オプション口座に保有する現金（証拠金）が不足するときは、建玉が強制的に差金決済

	され、又は信用決済方式によりお客様の信用取引口座を通じて対象株式が権利行使価格で買付けられます。
満期日の取り扱い	新規注文...大引けの1時間前から、オプションの新規注文は受付停止になるとともに、未約定の新規注文はキャンセルされます。決済注文には影響ありません。
	強制決済...大引けの35分前から、当社がお客様の建玉について信用決済方式によったとしても以下のいずれかの場合に該当するものと合理的に判断したときは強制的に反対売買を行うことがあります。 ・お客様が買方であって権利行使を行う余力がない場合 ・お客様が売方であって権利割当を受けても支払いに必要となる余力がない場合（お客様がスプレッド取引を行っており、大引けにおいて売り建玉のみがイン・ザ・マネーとなる可能性が見込まれる場合も含む） なお、反対売買ができないときは、権利行使を行わない設定とします。
コーポレートアクション	オプションの対象である株式が株式分割・株式併合などの対象となった際には、取引所のルールに従って、オプション条件が修正されることがあります。オプション修正の内容が当社でサポートされていない場合には、オプション建玉が清算される場合もあります。 また、原資産に特殊なコーポレートアクションが発生した場合、当該オプションが非標準オプションへ変更されることがあります。 非標準オプションとは、株式分割、合併、スピンオフなどのコーポレートアクションにより、契約条件が調整されたオプションです。権利行使により受け渡される資産が、特定の株数、複数銘柄の組合せ、又は現金に変更される場合があります。 非標準オプションは、通常のオプションと比較して市場流動性が著しく低下し、損失リスクが拡大する可能性があることから、お客様において速やかに反対売買による決済を行っていただくか、当社が反対売買により決済を行うことがあります。
税金	個人のお客様の場合、米国株式オプション取引に係る差金等決済から生じた利益は、所得税法その他の法令に従い、事業所得又は雑所得として課税されます。 法人のお客様の場合、米国株式オプション取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。 詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。
株券の保管	海外の決済会社に混合寄託契約により寄託するものとします。
ご注意事項	・オプション取引に係る現物株式の取引はオプション口座内で完結いただく必要があります。現物株式を総合口座とオプション口座間で振り替えることはできません。また、信用決済方式により信用取引口座で売買した株式も、総合口座やオプション口座に振り替えることはできません。 ・オプション口座内で行われた現物株式の譲渡に係る益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。

以上

3. 外国株式信用取引に係る注意喚起文書

外国株式信用取引に係るご注意

1. 外国株式信用取引は、委託保証金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた委託保証金の額を上回る場合があります。
2. 本取引の内容等を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようお願いいたします。
3. お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、当社クライアントサービスまでお申し出ください。

- ・ 特定非営利法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
- ・ 電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

ウィブル証券株式会社

金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 48 号

加入協会：日本証券業協会

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目 10 番 1 号 GINZA SIX 9 階

電話：0120-560-736

4. 外国株式信用取引説明書

本書面は、お客様が当社との間で行う外国株式信用取引について、そのリスクや取引方法をご理解いただくため、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。

ウィブル証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 48 号

外国株式信用取引を行っていただくに際しては、本書面及び別紙の取引概要、外国株式信用取引取扱規程並びに外国株式信用取引口座設定約諾書など当社が交付する書面をあらかじめよくお読みください。また、取引ガイドや FAQ などの補足資料（当社ホームページに掲載しているものも含まれます。）も合わせてお読みください。これらに関してご不明な点やご了承いただけない点等がある場合は、弊社までご連絡いただき、お取引開始前に解消していただきますようお願いいたします。

1. 外国株式信用取引とは、お客様に一定の保証金（委託保証金）を当社に担保として差し入れていただき、売付けに必要な米国株券、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等（以下「米国株券等」といいます。）や買付けに必要な資金を当社からお客様にお貸しして売買を行っていただく取引です。
2. 外国株式信用取引は、国内の信用取引と異なり「制度信用取引」は存在せず、「一般信用取引」として行われます。また、国内の信用取引とは利用できる銘柄の範囲や返済期限等について異なる制約がありますので、十分にご注意ください。
3. 外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場での取引を対象としています（ただし、対象となる米国株券等の国内店頭取引は除きます。）。
4. 外国株式信用取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失が発生する可能性を合わせ持つ取引です。特にアメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がないため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があります。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、取引の仕組みやリスクについて十分に把握するとともに、投資者自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

5. 当社は、この取引説明書を随時改定することができ、この取引説明書より前の版はこの取引説明書に差し替えられます。当社から交付される最新の取引約款、取引説明書、各種規程その他の書面と併せてお読みください。これら最新の書面は当社ウェブサイトにおいてご覧になれます。また、これら最新の書面は必ず保管のうえ適宜ご参照ください。

手数料その他の費用及びリスクについて

■手数料などの諸費用について

1. お客様が外国株式信用取引を行うにあたっては、当社は取引手数料をいただいておりますが、これとは別に、取引所費用等の諸費用がかかる場合がありますのでご注意ください。
2. 取引所費用等の金額その他の条件は、取引所や銘柄などによって変更される場合があります。お取引にあたっては必ずご自身で、事前に取引ツールをご確認ください。
3. 外国株式信用取引の買付けの場合は、別紙の取引概要に記載するとおり、買付け代金に対する金利が発生します。
4. 外国株式信用取引の売付けの場合は、売付け株券等に対する貸株料をお支払いいただきます。なお、貸株料に加えて付加貸株料をいただく場合があります。
5. コンバージョンレート（通貨の両替コスト相当）についても、事前に取引ツールをご確認ください。

■委託保証金について

1. 外国株式信用取引を行うにあたっては、所定の委託保証金を担保として差し入れていただきます。委託保証金は有価証券により代用することが可能です（以下「代用有価証券」といいます。）。
2. 委託保証金の通貨種類は米ドルとし、売買代金の50%以上かつ30万円相当を下回らない範囲で当社が定める額以上の保証金が必要です。一部の銘柄の場合や市場区分、市場の状況等により、50%を上回る委託保証金が必要な場合がありますので、ご注意ください。また、有価証券により代用する場合には、有価証券の種類に応じて、代用価格等が定められています。円貨での差入れの場合は、当社が指定する為替レートで換算した額での評価となります。
3. 代用有価証券の種類、代用価格等、委託保証金に関する詳細については、当社が定めるものとします。

■外国株式信用取引のリスクについて

外国株式信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性を有しています。したがって、外国株式信用取引の開始にあたっては、下記の内容を十分に把握する必要があります。

1. 市場の状況によっては、意図したとおりに取引ができないことがあります。例えば、外国の取引所のルールに抵触した場合、転売又は買戻しによる決済を希望しても、それができないことがあります。
※現時点では、反対売買による決済のみのお取扱いとなります。
2. 外国株式信用取引は、外貨（外国通貨）建てで行う取引であることから、外国株式信用取引による損益は外貨で発生します。そのため、お客様の指示により外貨を円貨に交換する際の為替相場の状況によって為替差損が生じるおそれがあります。
3. 外国株式信用取引を行うにあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、米国投資信託の受益証券、米国投資証券等の裏付けとなっている資産（以下「裏付け資産」といいます。）の価格や評価額の変動に伴い、外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の価格が変動することによって損失が生じるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
4. 外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者又は保証会社等の業務や財産の状況の変化が生じた場合、外国株式信用取引の対象となっている外国株式等の価格が変動することによって損失が生ずるおそれがあります。また、その損失の額が、差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
5. 米国に所在する外国金融商品市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がありません。そのため、株価の極端な急騰や急落が発生する可能性があり、その場合、1日の損失が予想を上回ることもあります。
6. 外国株式信用取引により売買した米国株券等のその後の値動きにより計算上の損失が生じたり、代用有価証券等の価格が値下がり（円建ての代用有価証券等の場合は円安になる場合を含みます。）したりすること等によって、委託保証金の現在価値が売買代金の30%未満となった場合には、自動的に反対売買を行って決済を行います（いわゆる自動ロスカット）。不足額を差し入れることによる取引の維持はできません。
7. 前記6.における自動ロスカットの他、外国株式信用取引口座設定約諾書の定めによりその他の期限の利益の喪失事由に該当した場合には、損失を被った状態で建玉（外国株式信用取引のうち決済が終了していないもの）の一部又は全部が決済（反対売買）される場合もあります。この場合、その決済で生じた損失についてもお客様が責任を負うこととなります。

8. 外国株式信用取引の利用が過度であると当社が認める場合には、当社は、委託保証金率の引上げ、外国株式信用取引の制限又は禁止の措置等をとることがあります。

このように外国株式信用取引は、お客様の投資した資金に比べて大きな利益が期待できる反面、価格の変動が予想に反した場合には損失も大きくなります。したがって、外国株式信用取引を利用するときは、その仕組みを良く知り、お客様ご自身の判断と責任において行うようお願いいたします。

■外国株式信用取引はクーリング・オフの対象ではありません。

外国株式信用取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

<以下余白>

外国株式信用取引の仕組みについて

外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株式等を対象としており、金利・貸株料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる取引です。ただし、外国株式信用取引によって行った売買の決済のために、当社が証券金融会社から売付株券等及び買付代金を借り入れること（賃借取引）はできません。詳細は別紙の取引概要及び取引ツールでご確認ください。

■取引の方法

1. 取引の対象…取引の対象は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株式等のうち、当社における銘柄選定基準に基づき選定した銘柄です。
2. 貸株料、返済期限及び金利等…信用取引貸株料、付加貸株料、返済期限及び金利は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき、お客様と当社との合意によって決定されます（注）。また、信用取引貸株料、付加貸株料及び金利は、金利情勢、株券調達状況等によって変動する場合がありますので、取引ツールをご確認ください。
3. 権利の処理…外国株式信用取引によって売買している米国株券等について、株式分割等による株式を受ける権利又は株主に対する新株予約権等の付与があり、権利落ちとなったときの処理や配当金の処理については、お客様と当社との合意によりますので、この点についても、事前に取引ツールをご確認ください。また、コーポレートアクションの種類や発表タイミングが権利処理当日となった場合、信用建玉の返済期限を当日として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできないため、当社において同日中に反対売買させていただきます。
4. 制限値幅…米国に所在する外国金融商品市場には値幅制限（ストップ高・ストップ安）がありません。
5. 取引制限…外国株式信用取引においては、当社の与信管理の都合上、あるいは売建玉における当社における外国株券等の調達が困難となった場合において、当社が定める期日を返済期限として設定することがあります。この場合、当社が設定する返済期限を超えて外国株式信用取引を継続することはできません。この点についても、事前に取引ツールをご確認ください。
また、米国の委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。

（注）その率や額、期限は、その時々の金利情勢、株券調達状況等に基づき決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

■決済の方法

外国株式信用取引の決済には、反対売買による決済と現引による決済の2つの方法がありますが、当社では、反対売買による決済のみ取り扱っています。

1. 反対売買による決済…買い建玉は売り返済により差金で決済を行うことを指します。反対売買は委託保証金維持率にかかわらず可能です。
2. 現引による決済…買付代金相当額を支払い、現物株式を引き取ることを指します。

外国株式信用取引に係る金融商品取引契約の概要

当社における外国株式信用取引の主な内容は以下の通りです。

1. お客様に信用を供与して行う米国株券等に係る次の取引。
外国金融商品市場等への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理
2. 外国株式信用取引に係る委託保証金又は代用有価証券の管理

金融商品取引契約に関する租税の概要

租税の概要は以下の通りですが、詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

1. 個人のお客様に対する課税

- ・ 外国株式信用取引に係る配当落調整額は、上場株式等の譲渡所得等の金額を算出する際に加味されます。また、外国株式信用取引における配当落調整額は、確定申告による外国税額控除制度の適用対象になりません。
- ・ 外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益（手数料、金利、その他諸費用を含め、それぞれの金額につき所定の方法により円貨換算したことによって生ずる為替損益がある場合には、当該為替損益を含みます。）は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡損益は、他の上場株式等（特定公社債等を含みます。）の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

2. 法人のお客様に対する課税

- ・ 外国株式信用取引に係る損益は、法人税に係る所得の計算上、益金の額又は損金の額に算入されます。
- ・ 買付けを行ったお客様が受け取る配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、買付けに係る対価の額から控除されます。売付けを行ったお客様が支払う配当落調整額については、法人税に係る所得の計算上、売付けに係る対価の額から控除されます。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、お客様が当社において外国株式信用取引を行われる場合は、以下によります。

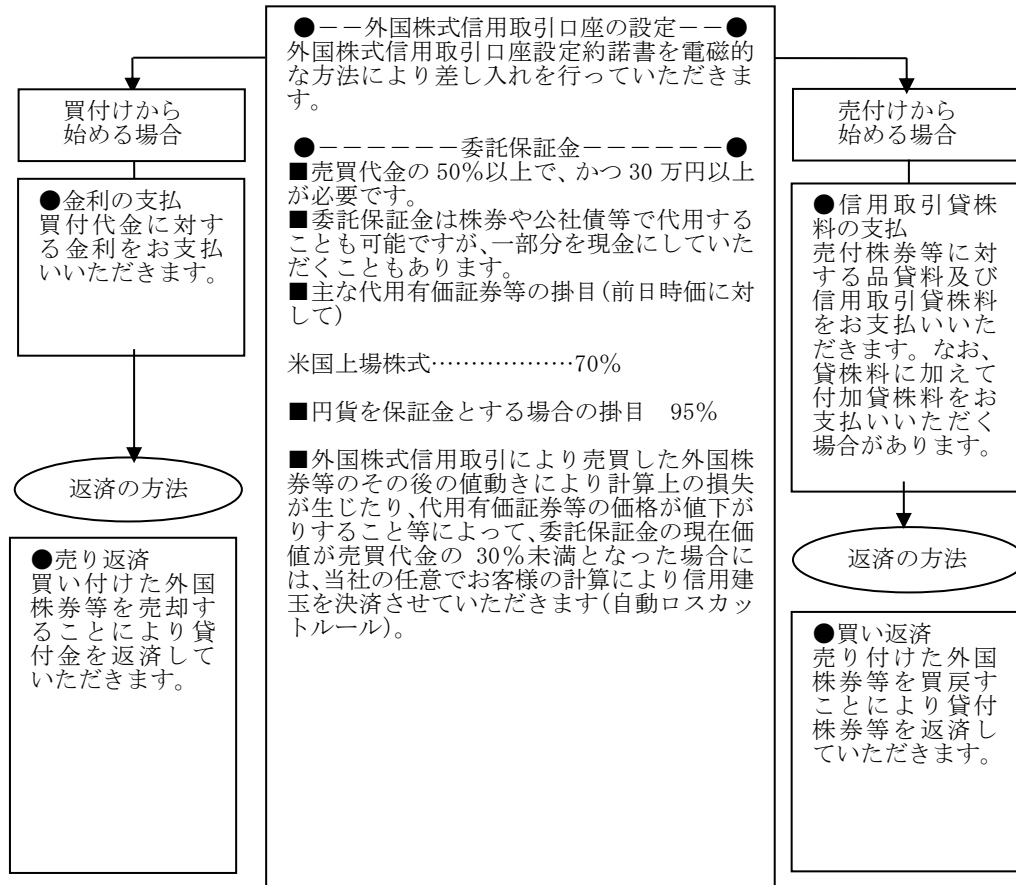
1. お取引にあたっては、約款、本書面及び別紙の取引概要、外国株式信用取引口座設定約諾書等にご同意ください。また、取引ガイドやFAQなども合わせてご熟読ください。
2. 外国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。

3. ご注文は、当社が定めた取扱時間内に行ってください。
4. 外国株式信用取引で注文される際は、必ず、取引ツール上で、信用取引である旨明示してください。
5. 外国株式信用取引で売買した外国株券等が、その後の値動きで計算上大きな損失が出たり、委託保証金代用有価証券の値下がり又は掛目の変更等により、委託保証金の率が30%未満になったときは、当社の任意でお客様の計算により信用建玉を決済させていただきます（自動ロスカットルール）。お客様におかれましては、委託保証金の率や当社からのお知らせを取引きツール上で、ご自身でご確認下さい。
6. お客様が当社に差し入れた委託保証金については、当社自身の財産とは分別して保管されております。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等であっても、委託保証金については、当社に対する債務を完全に履行している限り返還を受けることが可能です。
これに対して、外国株式信用取引によって買い付けた外国株券等及び外国株式信用取引によって外国株券等を売り付けた場合の代金については、このような分別保管の対象とはなっておりません。従って、万一、当社の経営が破綻した場合等においては、売り決済・買い決済及び反対売買による外国株式信用取引の返済ができなくなる可能性があります。このため、このような場合には、原則として、通常の返済方法に代え、外国金融商品市場の株価等をもって金銭により清算を行っていただくことになります。この場合において、お客様の当社に対する金銭の支払い請求権には一切優先的地位が与えられませんので、計算上利益が生じている場合であっても、これを受け取ることができない可能性があります。なお、当該債権は、投資者保護基金による補償対象にもなりませんので、あらかじめご承知おきください。
7. アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場が売買停止（サーキットブレーカーの発動によるものを含む。）を行った場合における外国株式信用取引に係る未約定注文については、失効となる場合があります。失効となった未約定注文については、当社は再発注を行いません。
8. 外国株式信用取引の売付けを行う場合、アメリカ合衆国の現地法令に基づき、価格規制を受けることがありますので、ご注意ください。
9. 注文された外国株式信用取引が成立すると、その内容をご確認いただくために、翌営業日に当社から「取引報告書」が電子的に発行されます。取引ツールにおいてご確認ください。
10. 「取引報告書」の内容は必ずご確認ください。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社クライアントサービスにご連絡ください。

当社の概要

- 商 号 等：ウィブル証券株式会社
- 登録番号：金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第48号
- 所 在 地：〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目10番1号 GINZA SIX 9階
- 加入協会：日本証券業協会
- 指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- 資 本 金：9億3848万円（2025年11月1日現在）
- 主な事業：金融商品取引業
設立年月：昭和23年3月

外国株式信用取引の基本的な流れ



- 注1 外国株式信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。
- 注2 金利、貸株料等の取扱いについては、お客様と当社との合意によって決定されますので、事前に当社にご確認ください。
- 注3 委託保証金率及び代用有価証券等の掛目については、市場の動向等により、当社の判断により変更することがありますので、ご注意ください。
- 注4 外国株式信用取引は、アメリカ合衆国に所在する外国金融商品市場に上場している外国株券等を対象としていますが同市場においては値幅制限(ストップ高・ストップ安)が存在せず、国内市場と異なり、大きく値が動いた個別銘柄の株価変動を制限する制度がありませんので、ご注意ください。
- 注5 アメリカ合衆国の証券取引所の取引時間は、現地時間9時30分～16時00分(日本時間23時30分～翌日6時00分(夏時間22時30分～翌日5時00分))となり、立会時間中に昼休みは設けられておらず、売買取引が中断されることはありません。
- 注6 当社が提供する外国株式信用取引に係る株価の極端な急騰や急落等の情報については、当社ウェブサイト及び取引アプリにおいて公表することといたしますので、ご確認ください。

【別紙】取引概要

取扱い商品	アメリカ合衆国の金融取引市場に上場された外国株式等にかかる外国株式信用取引。
取扱い銘柄	以下の（１）及び（２）の基準を満たす銘柄のうち、当社が指定したものととなります。なお、取扱い銘柄については定期的な見直しが行われますので、詳細については当社ウェブサイト及び取引アプリをご確認下さい。 （１） 主要株価指数の構成銘柄基準 以下のいずれかの株価指数の構成銘柄であること。ただし、外国投資法人の発行する投資証券に類する証券である場合には、投資信託及び投資法人に関する法律第220条の規定に基づき、金融庁に届出済みの銘柄に限る。 ・ ダウ工業株30種平均（NYダウ） ・ Standard & Poor's 500 Stock Index（S&P500指数） ・ NASDAQ 100 Index（ナスダック100指数） （２） 主要株価指数の構成銘柄以外の取扱可能銘柄基準 上記（１）に該当しない銘柄のうち、以下に掲げる基準をすべて満たす銘柄であること。 ① 時価総額基準 基準日の属する月の前月の平均時価総額が50億米ドル以上である銘柄 ② 売買代金基準 基準日の属する月の前月から起算して6か月間の米国市場における1日当たりの平均売買代金が5000万米ドル以上である銘柄 ③ 上場市場（取引所金融商品市場又は店頭市場）基準 基準日時点で、以下のいずれかに上場している銘柄 ・ The New York Stock Exchange（以下「NYSE」といいます） ・ Nasdaq Global Market ・ Nasdaq Global Select Market ・ NYSE Arca（ETFのみ） ④ 上場期間基準 基準日時点で、上場日から起算して30日経過している銘柄（ただし、ETFを除く） ⑤ 株価基準 基準日の属する月の前月の平均株価が10米ドル以上である銘柄 ⑥ 上場廃止基準 基準日時点で、上場廃止となりうる事実が公表又は予定されていない銘柄 ⑦ ETFの取扱い ETF については、上記(2)①から⑥の基準に加え、以下の基準を満たす銘柄であること。

	す銘柄であること。 イ レバレッジ型、インバース型でないこと ロ 以下の目的による場合を除き、デリバティブ取引による運用を行う銘柄でないこと ✓ 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的 ✓ 価格変動及び金利変動により生じるリスクを減じる目的 ✓ 為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的 ハ 投資信託及び投資法人に関する法律第58条の規定に基づき金融庁に届出のある銘柄（同条第1項括弧書きにより届出を要しない銘柄を含む）であること 当社は、以下の基準に該当した場合、原則として新規建注文を停止します（当社が新規建停止措置を行った時点で既に当社が受注済みの注文についても原則失効となります）。 【新規建停止基準（受託禁止基準）】 (1) 上場廃止 上場廃止となりうる事実が公表又は予定されたことを当社が確認した銘柄 (2) コーポレートアクションの公表 合併、会社分割、株式交換、株式移転、被子会社化又はこれらに類するコーポレートアクションの実施が公表されたことを当社が確認した銘柄（当該銘柄が存続会社となるコーポレートアクションで、当該銘柄の株式取引への影響が小さいと当社が判断したものを除く） (3) 株価基準 当社が別途定める株価以下となった銘柄 (4) 株価変動基準 当社が別途定める株価変動があった銘柄 新規建停止基準（受託禁止基準）の詳細については当社ウェブサイトをご確認下さい。
取引形態	スマートフォンのアプリによるオンライン取引
手数料等	■米国株式信用金利： ・信用デイトレード：0% ・無期限信用：4.5% ※米国株式信用取引売買手数料は無料となっております。なお、無料となるのは当社の取引手数料のみであり、「その他費用」に記載する費用・手数料は当社を經由してお客様にご負担をいただきますのでご注意ください。

口座開設費用 口座維持費用	無料
その他費用	・新規売建て又は売り返済する際は、米国証券取引委員会（SEC）及び米国金融業規制機構（FINRA）に支払う手数料が別途発生します。 ・信用デイトレードの翌日決済ではペナルティフィー13.5米ドル(税抜)が発生します。
建玉制限	取引ツール内の取引条件で確認できます。
注文受付時間	原則 365 日・24時間
注文の執行	当社は、お客様のご注文を米国における注文委託先である Webull Financial LLC に取り次ぎます。Webull Financial LLCでは、全米における最良価格でご注文を執行します。 ただし、上記にかかわらず米国における注文委託先が定める値幅制限を超える注文を受託した場合には、注文をお受けできない場合があります。
取引時間	■米国夏時間の期間・22:30～翌5:00 ■米国標準時の期間・23:30～翌6:00 ※米国では、3 月第 2 日曜日から 11 月第 1 日曜日まで、夏時間（サマータイム）が実施されます。 ※ ニューヨーク現地における取引時間は年間を通して4:00～20:00です。 ※ 日本が祝祭日であっても、外国株式市場が開場している日はリアルタイムで売買いただけます。ただし、日本が平日であっても米国が祝祭日の場合はお取り引きいただけません。
約定日	当社が取引注文の成立を確認した日
受渡日	約定日から起算して3 営業日目
口座決済通貨	米ドル
メンテナンス時間	取引時間外の週末にメンテナンスを行います。メンテナンス中は、取引ツールにログインすることができません。
最小発注数量	1 株
最低委託保証金率	5 0 %
最低委託保証金額	3 0 万円相当の米ドル
最低委託保証金維持率	3 0 % ※委託保証金率は15秒毎に計算し、最低維持率を下回った場合は自動ロスカットが行われます。
決済方法	反対売買による決済
委託保証金の金銭の種	米ドル又は日本円

類	※日本円の場合は、当社採用為替レートで米ドルに換算した額の95%で評価いたします。
委託保証金の管理	口座ごとの管理
委託保証金の分別管理先	日証金信託銀行
代用有価証券	利用可能 ※代用有価証券の範囲は、当社の現物株取引で取扱う銘柄とします。
返済期限	返済期限はありません。なお、決済日については、日本のカレンダーを基準とします。
コーポレートアクション	対象株式が株式分割・株式併合などの対象となった際には、取引所のルールに従って、条件が修正されることがあります。修正の内容が当社でサポートされていない場合には、新規建て停止及び建玉が清算される場合もあります。
税金	個人のお客様の場合、外国株式信用取引に係る外国株式等の譲渡による利益は、原則として、上場株式等の譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。この申告分離課税は、当社における米国株式信用取引以外の取引だけでなく、お客様が確定申告することにより、他の証券会社等での取引を含めた年間の売買損益を通算した益金に対して課税されます。詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。
株券の保管	海外の決済会社に混蔵寄託契約により寄託するものとします。
ご注意事項	・外国株式信用取引は外国株式信用取引口座内で完結いただく必要があります。 ・当社に特定口座を開設されている場合は、原則、特定口座でのお取引となります。特定口座を開設されていない場合、外国株式信用取引口座内で行われた取引の益金は、一般口座と同様、お客様で譲渡税の計算を行っていただく必要があります。

当社に対するご質問・ご意見・苦情等に関する受付窓口

クライアントサービス
フリーダイヤル：0120-560-736

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～18時00分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター (FINMAC)」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分 (祝日を除く)

以上